

氏名 (生年月日)	野坂美穂 (1981年11月25日)
学位の種類	博士 (総合政策)
学位記番号	総博甲第82号
学位授与の日付	2019年3月15日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	東北被災地域における水産業のイノベーションに関する研究 —制度・組織デザインの分析—
論文審査委員	主査 横山 彰 副査 青木 英孝・細野 助博・丹沢 安治

#### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

##### 1. 本論文の目的と意義

本論文の研究目的は、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」によって被災した、三陸沿岸部における水産業のイノベーションに焦点を当て、水産業を成長産業へと転換させるための方策としての水産特区における民間企業の参入、協業化、漁業者による六次産業化・水産加工業者による高付加価値化を考察し、それらの方策を通じて、新たな付加価値を創出することができたか否かを検討することにある。

東日本大震災という外生的ショックは、現行の制度や水産業の在り方を抜本的に見直す契機となった。被災後の漁業や水産加工業における様々な諸問題は、復興のスピードを鈍化させる要因となりうるが、水産業の衰退を防ぐには「イノベーション」が必要不可欠であると考えられる。本研究でのイノベーションの定義は、「様々なステークホルダーの関与により、制度と組織を革新させることで、新たな付加価値を創出すること」で、本研究のテーマとして掲げる「水産業のイノベーション」とは、東北の被災地域では、水産業が生業と密接に関わっていることから、水産業を中心とした制度と組織の革新を通じた新たな付加価値の創出を指している。本研究では、東北被災地域における水産業とりわけ「養殖業」を対象に、三つのイノベーション事例、すなわち (1)水産特区における民間企業の参入、(2)協業化、(3)漁業者による六次産業化・水産加工業者による高付加価値化に着目して、制度デザイン・組織デザインの視点から分析を行う。

本論文の貢献は次の三点である。第一の貢献は、漁業の「制度」に着目し、新制度派経済学の理論を中心として、制度デザインの視点から分析を行った点にある。第二の貢献は、組織デザインの視点から「協業化」の有効性を検討した点にある。第三の貢献は、新制度派経済学の枠組みによって、水産業のイノベーションによる地方創生 (地域活性) に着目した点である。このように、制度論、取引費用理論、所有権理論、組織デザインの理論、そして、それらを補完する組織論や戦略論

などを用いて、複眼的視座から東北被災地域における水産業のイノベーションに関する分析を行った点に、本研究の独自性と意義がある。

## 2. 本論文の構成

本論文は、序論、第1章から第6章、結論から構成されている。序論では、本研究の目的、問題意識と研究の背景を示したうえで、本研究の独自性と意義および各章の概要を提示する。第1章では、水産業に関する官公庁の統計データを中心として、我が国における水産業の動向と、東北被災地域における水産業の震災前後の変化に焦点を当て、水産業の現状と課題を指摘する。次に、我が国特有の漁業制度（漁業権制度）の歴史的変遷を辿り、さらに、その漁業権を管理する漁業協同組合の存在意義と役割を整理したうえで、我が国漁業の制度的課題を明らかにする。第2章では、事象の因果関係（原因と結果）を説明するための理論として、イノベーション、そして本研究の分析に用いる制度論、取引費用理論、所有権理論、組織デザインに関する理論の先行研究を整理する。また、これらの理論のみでは、事象の因果関係を説明するには不十分であることを指摘したうえで、それらを補完する理論として戦略論と組織論についても示す。第1章で論じた東北被災地域の水産業の動向とこれらの理論を踏まえ、第2章の終わりでは、本研究におけるリサーチ・クエスチョン（Research Question: RQ）を七つ設定する。

第3章では、社会科学の研究における「仮説（理論）検証型」と「仮説（理論）構築型」という、二つの研究方法について説明を行う。次に、「定量的研究方法」と「定性的研究方法」の違いを論じた後、代表的な定性的研究方法に言及したうえで、本研究で採用する Christensen & Carlile (2009)の定性的研究方法の説明を行う。そして、本研究で実施したヒアリング先の一覧を提示する。続いて、後半の第4章、第5章、第6章は定性的研究のパートとし、ヒアリング調査から得られた結果に基づき、制度・組織デザインの視点から分析を行う。その分析結果から、各リサーチ・クエスチョンに対する命題を導出する。各章の具体的な内容は、以下の通りである。

第4章では、水産業復興特区における民間企業の参入事例について、ヒアリング調査で得られた内容を制度・組織デザインの視点から分析し、現行制度の問題点並びに民間企業参入の意義について明らかにする。第5章では、「協業化」に関する先行研究を整理したうえで、ヒアリング調査で得られた内容の分析を行い、協業化の現状と課題、その成立要件を明らかにする。そして、望ましい協業化の在り方についての検討を行う。第6章では、漁業者による六次産業化及び水産加工業者の高付加価値化に関するイノベーション事例について、ヒアリング調査で得られた内容の分析を行う。また、被災地における六次産業化に対する民間企業支援の果たす役割・意義にも着目する。さらには、被災地水産加工業者における課題及び戦略転換という点を明らかにするとともに、水産加工業者間の水平的連携の効果や課題を分析する。

結論では、本研究の第4章から第6章までの分析結果を再整理したうえで、本研究の成果と貢献、そして残された課題について論述されている。本論文の内容構成は、以下のとおりである。

## 序論

1. 問題意識と研究の背景
2. 本研究の独自性と意義
3. 本論文の構成

## 第1章 水産業の動向

- 1-1. 我が国漁業の動向
- 1-2. 我が国漁業における制度的課題
- 1-3. 東日本大震災による被害状況
- 1-4. 三つのイノベーション事例に関する先行研究

## 第2章 理論

- 2-1. イノベーションとは
- 2-2. 制度論
- 2-3. 取引費用理論
- 2-4. 所有権理論
- 2-5. 組織デザインとは
- 2-6. 制度・組織デザインの概念図
- 2-7. 組織理論と戦略論による補完
- 2-8. 本研究におけるリサーチ・クエスションの設定

## 第3章 研究手法

- 3-1. 研究手法
- 3-2. 代表的な定性的研究方法
- 3-3. ヒアリング先一覧

## 第4章 特区における民間企業の参入

- 4-1. 規制と規制緩和
- 4-2. 定性的分析
- 4-3. 考察
- 4-4. 小括

## 第5章 協業化

- 5-1. 協業化とは
- 5-2. 定性的分析
- 5-3. 考察
- 5-4. 小括

## 第6章 生鮮物・水産加工品の高付加価値化

- 6-1. 漁業者による六次産業化
- 6-2. 六次産業化における民間企業からの支援

6-3. 水産加工業における高付加価値化

6-4. 小括

結論

1. 本研究の成果
2. 本研究の貢献
3. 今後の課題

参考文献

付表

謝辞

また、本論文の頁数、参考文献数、本文中の表の数は、次のとおりである。

頁数：160 頁（謝辞除く）

（目次 5 頁、図表目次 2 頁、本文 134 頁、参考文献 17 頁、付表 2 頁）

参考文献数：全文献 280 点

（英語文献 41 点、日本語文献 179 点、ウェブ資料 49 点、新聞記事 11 点）

図の数：37 点

表の数：20 点

付表の数：2 点

### 3. 各章の概要

「序論」は、本研究の目的、問題意識と研究の背景を提示したうえで、本研究の独自性と意義および各章の概要を論述する。第 1 章「水産業の動向」では、官公庁が公表する統計データを中心に、我が国水産業の動向を把握し、漁業就労者の減少や高齢化、そして生産性が低さなど、産業としての構造的問題を抱えていることを示している。次に、我が国特有の漁業制度の歴史の変遷とともに、今日における「漁業権」の性質及び問題点について論じ、我が国漁業の制度的課題を明らかにした。また、漁業権の管理団体である「漁業協同組合」の存在意義と役割を整理する。また、東北被災地域の復旧・復興状況としては、漁業、水産業ともに震災前の状態には戻っていないことを、データに基づき確認した。特に、復旧・復興においては、岩手県・宮城県において方針の違いがあること、また岩手県・宮城県の漁協組織の違いから、復旧のスピードに差が生じたことを示した。

第 2 章「理論」では、本研究の鍵概念である「イノベーション」の理論をレビューする。本研究の定性的研究（第 4 章～第 6 章）を分析するための理論として、新制度派経済学アプローチを中心とする先行研究の整理を行った。制度論については、North (1990) の論じる制度を中心に、代表的な制度理論を整理した。次に、取引費用理論については、Coase (1937) および Williamson (1985) を中心に、取引費用の定義および概念、原初的組織形態（「仲間集団」と「単純階層組織」）の概念等を提示した。所有権理論については、Demsetz (1967) および Picot et al. (1997) の所有権

の概念を中心に整理した。とりわけ、「外部性による厚生損失と取引費用の総合的効果」や「チーム生産」は、第4章および第5章の分析において中心となる重要な概念である。組織デザインに関する理論としてMilgrom & Roberts (1992)、Picot et al. (1997)を中心に概念の整理を行い、とりわけ「コーディネーション」と「モチベーション」が重要であることを示した。以上の先行研究は、制度・組織デザインを分析するうえでの枠組みとして有効であるが、現実の事例や社会現象を説明するうえではやや不十分であるため、補完的な理論として、組織論（ネットワーク論、構造的空隙の理論）、戦略論のCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）の概念を示した。最後にまとめとして、制度デザイン、組織デザインの枠組みを整理した。次に、本研究において、なぜ三つのイノベーション事例に着目したのか、それらイノベーション事例の重要性を論じた。さらに、各イノベーション事例に関連するこれまでの経緯について整理を行ったうえで、本研究におけるリサーチ・クエスチョンを設定した。

第3章「研究手法」では、Graser & Strauss (1967)、Yin (1984)、Eisenhardt (1989)などの代表的な定性的研究方法論を示したうえで、本研究で採用するChristensen & Carille (2009)の研究手法の説明を行った。Christensen & Carille (2009)は、研究手法のプロセスとして、まず、観察・関連現象の記述・ヒアリングによりカテゴリーを発見し、命題を提示する「記述理論」(Descriptive Theory)を導き出す。次に、観察、環境条件の変更、因果メカニズムを発見する「規範理論」(Prescriptive Theory)を導き出す。そのうえで、ある事象における原因と結果の因果関係を説明可能とする理論によって明らかにするという研究手法である。次に、本研究で調査したヒアリング一覧を提示した。

第4章の「水産特区における民間企業の参入」では、まず、規制と規制緩和の先行研究を整理する。そのうえで、水産特区における特区認定までの経緯や、認定プロセスにおける県漁協の存在、合同会社の設立と民間企業の支援などについて、時系列で詳細に整理した。そして、「RQ1. 特区制度における合同会社の設立は、地域コミュニティの活性化（地域コミュニティにとっての便益の増加）に寄与したといえるのか」を明らかにするために、制度デザインの視点から分析を行う。現行制度から特区制度への移行によって影響を受けるステークホルダー（漁業者、漁協、合同会社）の費用対便益がどのように変化したか、その分析を行った。結果として、合同会社の設立により漁協に与える影響（損失）は少ないことを明らかにした。他方、漁業者の生産費用および取引費用はともに削減され、多くの便益を享受することが明らかとなった。そして、合同会社については費用負担が生じるものの、市場の競争圧力によって、取引費用を削減することができることを明らかにした。さらに、Picot et al. (1997)による所有権理論と取引費用理論の統合アプローチから、①漁協を通じた従来の取引、②合同会社による取引、③漁業者自らが直接行う取引という、三つの流通パターンについて垂直的価値創出プロセスの分析を行った。結論として、特区制度における合同会社は、取引費用が増加するが、その増分は価値の消滅分よりは小さく、また地域コミュニティに与える便益は他の流通パターン（①又は③）よりも大きいことを明らかにした。

第5章「協業化」では、「協業化」の有効性を明らかにする。震災後の協業化における経緯を示

したうえで、東北被災地域で見られる協業化について、①自主協業グループ、②漁協の下での協業化（国の制度利用）、③法人化の三つの組織形態に分類した。そして、協業化の定義に関する先行研究を整理したうえで、本研究では「漁業における生産活動の全部ないし一部を複数人の漁業者らが分業を行い、その分業に伴いコーディネーションを必要とするタスク」と再定義した。また、協業化に対する様々な見解を整理し、協業化は被災地域の地域特性からすれば、漁業者にとっては馴染みにくい、今後の経営の維持や漁村の存続という長期的な視点からすれば「協業化」に期待することができ、望ましい協業化の在り方を検討することが必要であることを示した。次に、ヒアリング調査を通じて、協業化の効果と課題、そしてその存続要件を明らかにした。協業化の効果として、①経費の削減、②作業の効率化による一人当たりの労働時間・労働負担の削減、③後継者や担い手不足の解消、④技術の伝承・共有、⑤資源管理の適正化を明らかにした。他方、協業化の課題として、①各漁業者の考え方の違いによるコンフリクトの発生、②漁業者間の技術格差と労働時間・労働負担の不公平性、③収益配分に関する不公平性、④漁業者の自由度の低下などがあることを明らかにした。また、協業化の存続要件としては、①組織の適正規模（人数）、②強力なリーダーシップ、③文化的要因、④養殖品種ごとにおける協業化の向き・不向きがあることを明らかにした。

以上の協業化の効果と課題、そして存続要件を踏まえたうえで、協業化における三つのリサーチ・クエスチョンを明らかにするために、組織デザインの視点から分析を行った。一つ目の問いである「RQ2. 被災地の協業化は、個人操業よりも効率的な生産手段であるのか」については、個人操業時と集団操業時（協業化）の費用対便益の比較分析を行った。その結果、協業化によれば生産費用の削減効果が高いという点では効率的であるが、同時に新たに生じる組織的課題に伴う取引費用（コーディネーション費用）の存在があり、この費用の削減の程度が、協業グループ全体の効率性に影響を与えることを明らかにした。

二つ目の問いである「RQ3. 被災地の協業化において、どのような組織的課題が生じており、それを解決するための方策とは何か」を明らかにするために、Williamson (1975) が論じた原初的組織形態の概念（仲間集団と単純階層組織）を用いて、協業化における三つの組織形態（①自主協業グループ、②漁協の下での協業化、③法人化）をそれぞれ分類した。次に、組織デザインの問題である「コーディネーションの問題」と「モチベーションの問題」の二つの視点を中心に、三つの組織形態を比較しながら、組織的課題およびその解決策について論じた。組織的課題を解決する組織デザインの在り方は、協業化の成否を左右するため、特に重要である。

そして、三つ目の問いである「RQ4. 被災地の協業化において、最も望ましい組織形態とはどれであるのか」については、Picot et al. (1997) による所有権及び取引費用の統合アプローチに基づき分析を行った結果、取引費用は、自主協業グループ、法人化、漁協の下での協業化の順に高くなることを示した。他方、外部性に伴う厚生損失は、漁協の下での協業化、自主協業グループ、法人化の順に高いことを示した。

第6章では、東北被災地域における漁業者の六次産業化および水産加工業者による高付加価値化に関しての検討を行った。まず六次産業化の定義を確認し、そのうえで六次産業化における課題等

について示した。「RQ5. 被災地漁業における六次産業化を行ううえでの阻害要因・促進要因とは何か」という問いに対して、阻害要因としては漁協の共販制度の存在が大きいことを明らかにした。また促進要因としては、震災後の六次産業化において、「顔の見える流通」による対等な取引関係が重要であることを明らかにした。次に、「RQ6. 被災地における六次産業化に対する民間企業支援の役割及び意義は何か」をリサーチ・クエスチョンとして設定し、ヒアリング調査の内容を基に、Burt（1992）の構造的空隙の理論および戦略論の CSV の概念を用いて分析を行った。これに対する解として、民間企業支援の役割は、専門的ケイパビリティの提供と、仲介者としてのコーディネーター機能を担うことにあることを示した。他方、民間企業支援の意義は、仲介者としての利益の享受と CSV の考え方による利益の享受にあることを明らかにした。最後に、バリューチェーンの川中に位置する水産加工業者に着目し、「RQ7. 被災地の水産加工業者による高付加価値化として、どのような戦略転換が図られているのか」をリサーチ・クエスチョンとした。ヒアリング調査の結果より、コスト・リーダーシップ戦略から集中戦略へのシフトという個別企業の戦略転換と、そして不確実性への対応を目的とする水産加工業者同士の緩やかな連携・部分的連携を明らかにした。

そして「結論」では、本研究の第4章から第6章までの分析結果を再整理したうえで、本研究の成果と貢献について述べている。(1) 水産特区における民間企業の参入、(2) 協業化、(3) 漁業者による六次産業化・水産加工業者による高付加価値化、の三つのイノベーション事例に着目して、七つのリサーチ・クエスチョンを設定し、次の十の命題を導出している。

命題 1. 特区制度における合同会社は、他の事情にして等しければ、他の流通パターンよりも取引費用+厚生 of 損失の総合的効果が最も低く、地域コミュニティの生み出す総便益を増大させる。

命題 2. 協業化は個人操業よりも効率的な手段であるが、協業化の継続性は、組織的課題に伴う取引費用（コーディネーション費用）の削減の程度に規定される要素が大きい。

命題 3. 被災地の協業化における組織的課題は、コーディネーションとモチベーションの問題であり、前者は文化的要因と指揮命令・監視により規定され、後者は金銭的・非金銭的インセンティブを与えることで解決しうる。

命題 4. 被災地の協業化における組織的課題の解決方法は、組織形態のパターンによって異なる。

命題 5. 協業化における組織形態の選択は、取引費用と外部性に伴う厚生 of 損失の総合的効果として、法人化が望ましい形態として生き残る。

命題 6. 被災地漁業の六次産業化における阻害要因は、自ら販路開拓をしようとする漁業者らにとっての漁協の共販制度の存在であり、促進要因は顔の見える流通による対等な取引関係の構築である。

命題 7. 被災地の六次産業化に対する民間企業支援の役割は、専門的ケイパビリティの提供と、仲介者としてのコーディネーター機能を担うことで、支援先の取引費用の削減効果と事業の継続性・安定性をもたらすことにある。

命題 8. 被災地の六次産業化に対する民間企業支援の意義は、仲介者としての役割を担うことによる情報利益と統制利益の享受、そして本業を通じた支援活動による経済的便益と社会的便益の同

時実現にある。

命題 9. 被災地水産加工業者の高付加価値化では、コスト・リーダーシップ戦略から集中戦略へのシフトという個別企業の戦略転換が図られている。

命題 10. 震災後の新たな戦略の一つとして、不確実性の高い環境要因への対応と取引費用の削減を目的とした、水産加工業者同士の緩やかな連携・部分的連携が行われている。

そして、本論文の貢献としては、漁業の「制度」に着目し新制度派経済学の理論を中心として、制度デザインの視点から分析を行った点、組織デザインの視点から「協業化」の有効性を検討した点、新制度派経済学の枠組みによって水産業のイノベーションによる地方創生（地域活性）に着目した点、の三点が述べられている。

#### 4. 本論文の評価

東日本大震災という外生的ショックは、漁業の現行制度や水産業の在り方を抜本的に見直す契機となった。被災後の漁業や水産加工業における様々な諸問題は、復興のスピードを鈍化させる要因となりうるが、水産業の衰退を防ぐには「イノベーション」が必要不可欠であると指摘する。本研究でいうイノベーションとは、「様々なステークホルダーの関与により、制度と組織を革新させることで、新たな付加価値を創出すること」を意味し、本研究では東北被災地域における水産業とりわけ「養殖業」を対象に、三つのイノベーション事例、すなわち (1)水産特区における民間企業の参入、(2)協業化、(3)漁業者による六次産業化・水産加工業者による高付加価値化に着目して、制度デザイン・組織デザインの視点から分析を行っている。ここに本論文の着眼点の良さがある。

そして、日本特有の漁業制度の歴史的変遷とともに、今日における「漁業権」の性質及び問題点を中心に日本漁業の制度的課題を明らかにした。また、漁業権の管理団体である「漁業協同組合」の存在意義と役割も的確に整理されている。そのうえで、新制度派経済学の理論を中心として、制度論、取引費用理論、所有権理論、組織デザインの理論、そして、それらを補完する組織論や戦略論などを用いて、複眼的視座から東北被災地域における水産業のイノベーションに関する分析を行った点に、本研究の独自性と意義がある。さらには、新制度派経済学の理論を中心とした先行研究の丁寧なサーベイと体系的な考察や、ヒアリング調査の内容を基にした命題導出も、本論文の博士学位申請論文としての適格性を裏付けている。

とはいえ、本論文には改善すべき点もある。第1に、導出された命題が東日本大震災という外的ショックによるイノベーション誘発効果に起因するものか否かが必ずしも明確に示されてはおらず、こうした外的ショックがなくても可能なイノベーションと外的ショックがあった故に可能なイノベーションとを区分すると一層良い分析になったと考えられる点である。第2に、著者本人も述べているように、協業化におけるインセンティブの問題に関する詳細な検討が残されている点である。協業化の課題として言及されている漁業者間の技術格差と労働負担・収益配分の不公平の問題を克服するためのインセンティブ・システムの設計については、より詳細な考察が欲しかった。第3に、被災地漁業の六次産業化における阻害要因として漁協の共販制度の存在を指摘しているが、水産業



における流通プラットフォームを構築するうえで漁協をどのように位置づけるかなどについて詳細な論述がなされると良かった。

以上の改善点は、本論文を出発点として著者が更なる研究を継続して発展させることのできる方向性の示唆でもあり、これは本論文の価値をいささかも損なうものではない。理論研究・制度研究・事例研究から総合的に接近し複眼的視座から東北被災地域における水産業のイノベーションに関する分析を行い、有益なファクト・ファインディングを命題の形式で明らかにして、現実に即した政策的含意を指摘している点は、高く評価できるものである。

よって審査委員一同は、本論文は博士学位論文として適格であると判断し、口頭試問による最終試験の結果も勘案し、野坂美穂氏に博士（総合政策）の学位を与えることに同意するものである。